

受動喫煙防止対策に対する意見まとめ

健康おかやま 2 1 推進会議

1 目 的

県は、本年9月望まない受動喫煙の防止のため、さらなる対策を盛り込んだ県独自の条例の制定を求める要望書が、約3万6千人の署名とともに提出されたことを重く受け止め、「全国的に受動喫煙の気運が高まる東京オリンピック・パラリンピックに向けて、条例の制定を目指す」ことを表明した。

その際、「今後、県議会をはじめ、有識者や関係団体等の意見を幅広く伺いながら合意形成に努める」としていることから、受動喫煙防止対策の推進を協議事項の一つとする本会議において、各構成団体及び関係団体等と意見交換を行い、とりまとめることで、県における条例案づくりの参考に資することを目的とする。

2 開催の状況

日 程	内 容	備 考
令和元年 10 月 1 日	受動喫煙防止に関する動き ・改正健康増進法の概要 ・条例の制定を求める要望 他県の状況 今後の進め方	委員 22 名
10 月 28 日	論点に関する意見交換 今後について	委員 23 名 関係団体 2 名（意見交換）
11 月 19 日	受動喫煙防止対策に対する意見 まとめ（案）	委員 22 名

3 委員等

別添のとおり

4 主な意見

受動喫煙の防止対策の必要性については、全委員及び意見交換を行った関係団体のいずれも、認識を共有するものの、その具体的な推進方策等については様々な考え方が示された。

(1) 条例全般に関する意見

① 考え方

- ・望まない受動喫煙防止対策を推進することについては、賛成する(全委員)。
- ・条例には理念、責務をしっかりと唱え、法律との棲み分けを明記すべきである。
- ・条例を制定するには反対意見もあるが、健康のため少し厳しいくらいの内容が必要である。
- ・一番影響を受ける胎児を守るためにも、妊婦への対策が必要である。
- ・受動喫煙防止は1.8万人の愛育委員の総意。先進的条例ができることを期待したい。
- ・受動喫煙の恐ろしさを、もっと多くの一般の人に知ってもらう必要がある。
- ・子どもや妊婦を守ると言うが、子どもや妊婦は路上など屋外のどの場所にもいる可能性があり、完璧を求めるなら全ての場所で吸えなくなる。
- ・喫煙者は受動喫煙を受けたくない者の権利を侵害してはならず、一方、合法的嗜好品のたばこを愉しむ者を社会的悪者として排除してはならない。
- ・海外からの観光客にも喫煙者は大勢おり、屋外・観光地・飲食店も全て禁煙という状況で「岡山流のおもてなし」と言えるのか。
- ・喫煙自体は成人であれば法律で認められた行為で、吸う人・吸わない人、お互いの権利がある。
- ・多様性、自分と違うものも認め、共生は図ることが必要である。
- ・経営者、販売者、喫煙者、非喫煙者など色々な立場の人の公的利益があり、一つの利益だけを取り上げるのは無理がある。バランスが重要。
- ・「店は選べるので利用者の同意があればいいではないか」との意見もあるが、従業員など断れない立場の場合はどうするかとの問題もある。同意があればいいというものでもない所以对策も有用。
- ・理念は幅広く、強制力は緩やかにすれば穏当に軟着陸できる。
- ・県医師会を中心とした協議会による要望書に沿った条例として欲しい。

② 施設における対応

- ・喫茶店や寿司店は、すでに禁煙の取組がかなり進んでいる。いろいろな立場を考えながら条例を作って欲しい。
- ・飲食店は難しい部分があるが、第一種施設は敷地内全面禁煙を進めるべき。
- ・条例制定により影響を受ける飲食店などの業界からは、懸念の声がある。
- ・県内の飲食店は約 1.5 万店で、毎年このうち 1 割は廃業している。特に条例で規制をしなくても、理論上は 10 年経てば経過措置が適用される店はほとんど残らない計算になる。
- ・既存食店が喫煙室を作るための補助金があるというが、十分な面積がなければ設計上難しい。外で吸えば良いという意見もあるが、冬は寒く、外で受動喫煙がおきるのでないか。
- ・我々の組合は、オーナーを含め 3 名程度の店がほとんどであり、対策は経営者の裁量に任せて欲しい。
- ・飲食店の従業員に関して一律的に対策を講じるとなると、設備投資費用の問題や、従業員の解雇を考えなければならなくなる場合もあり得るので、十分な時間をかけ、そうしたリスクも含めて検討して欲しい。
- ・各施設には、喫煙専用室や喫煙場所を設ける方向で県条例に盛り込んで欲しい。

③ 条例による新たな規制

- ・法律が定めている以上に規制をかけるのはいかなものか。
- ・法律で喫煙は認められているのに、上乘せで厳しい規制を課すと、逆のリスク（建物内で喫煙できなくなった人が、路上や公園で喫煙することで、その場にいる人が受動喫煙にさらされる）が生じる恐れがある。そうしたリスクも考えた上で議論をして欲しい。本当にそこまで必要なものなら、それは法律で規制すべきことである。
- ・屋外の規制が先行し、その後に屋内の規制が進んだ我が国の状況は、喫煙者にとって吸える場所がなくなってしまう非常に厳しい環境で、二つの規制の整合性に配慮すべきである。
- ・対策は経営者の自主的判断を尊重すべきで、条例で一律に規制すべきではない。
- ・条例で法以上の規制をするには、客観的な規制の理由を示し、対立をあおらないよう冷静に議論することが大事である。
- ・罰則はすでに法律にあり、法の周知を図ることを優先すべきである。
- ・すでに対策をしている場合では、異なる規制を新たに設けることで、二重投資となり投資が無駄になるおそれもある。

④ 指定たばこ（加熱式たばこ）の取扱い

- ・指定たばこは、現時点で安全かどうか明らかになっていないので、条例では、紙巻きたばこと同等に取り扱うべきである。
- ・紙巻たばこと比べて健康懸念物質が低減されている「加熱式たばこ」の専用喫煙室の設置についても、法どおりの対応をお願いしたい。

⑤ その他

- ・先行する他県の現状を、条例の表面的な内容だけでなく、公衆喫煙場所の設置など、その運用面での具体的な対応も含め、しっかり把握に努めていただきたい。
- ・大阪府の条例は厳しいが、一方で行政が喫煙できる場所をしっかりと確保するとも言っている。
- ・本音は喫煙場所はない方がよいが、飲食店経営者の権利や喫煙者の権利も守る必要はある。お互いの権利を守るには、喫煙場所の設置条件を厳しくする方が現実的である。
- ・受動喫煙の健康影響に関する文献では、副流煙には少なくとも 69 種類の発がん物質が含まれていることがわかっており、受動喫煙は短い暴露でも人体には有害である。

(2) 論点に対する意見

論点① 特定屋外喫煙場所や喫煙専用室等の喫煙室を設置した場合、概ね受動喫煙は防止できると考えるが、これについてどのように考えるか。

特定屋外喫煙場所や喫煙専用室等の喫煙室を設置した場合、概ね受動喫煙は防止できるとの意見と、完全には防止できないとの意見との両方の意見があった。

【概ね防止できるとの意見】

- ・法が定めた基準を満たせば、受動喫煙は防止できる。ただし、喫煙室の基準についてはチェックが必要。
- ・特定屋外喫煙場所は、できる限り設置すべき。特に官公庁は来訪する喫煙者も市民であり、配慮も必要。
- ・敷地外や公道での喫煙助長を避ける意味では、設置もやむを得ない。
- ・設置場所や設置数にもよるが、対策の一助である。
- ・喫煙者と非喫煙者の共存する社会環境構築の観点から、整備が進むことを期待する。

【防止できないとの意見】

- ・喫煙場所や喫煙室は密閉ではなく、人が出入りする以上、完全な受動喫煙の防止にはならない。
- ・病院等の医療機関では敷地内全面禁煙が既に進んでおり、妊婦や乳幼児など不特定多数の人が出入りする施設に喫煙場所の設置は必要ないと考える。
- ・行政の施設等は、率先して敷地内全面禁煙の範を示すことが必要である。
- ・屋外でも喫煙場所の風下では受動喫煙が発生してしまう。

論点② ①の喫煙場所の設置まで認めないこととすると、敷地外や公道など規制のない場所での喫煙を助長するリスクも懸念されるが、どのように考えるか。

①の喫煙場所の設置まで認めないこととすると、規制のない場所での喫煙を助長するリスクがあることについては、認識を共有することができ、①の喫煙場所の設置を認めることについては、特に異論はなかった。

- ・周辺での路上喫煙が増え、近所迷惑を心配することは理解でき、実際に見かける。
- ・敷地外周辺での喫煙や歩きたばこ、隠れたばこ等を助長させ、ポイ捨てによる環境美化への問題も懸念される。
- ・喫煙場所の設置を認めないと、喫煙者と非喫煙者の共存する社会環境が構築できない。
- ・行政として適切な場所・規模・数を確保した屋外喫煙場所等の整備が重要かつ必要と考える。
- ・受動喫煙を完全になくすためにはモラルやマナーに訴える以外にないが、限界があり、条例で規制するか罰則を設ける必要がある。
- ・通学路等の妊婦や子どもも含め人通りの多い場所は、路上喫煙防止区域とするべきである。

論点③ 既存特定飲食提供施設では、経過措置によって屋内の全部を喫煙可能室とした場合、その従業員が受動喫煙にさらされるおそれが高い。職場は滞在時間が長く、また、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難であるが、この対策をどう考えるか。

既存特定飲食提供施設について、従業員のいる施設の屋内禁煙を進めるべきなどとの意見や、施設の経営者の自主的判断や対策を促すべきとの意見など、既存特定飲食提供施設に対する対策や支援策を求める意見が多かった。

- ・基本的に従業員がいる施設は屋内禁煙とすべきである。
- ・改正法の経過措置は短期間にすべきで、できる限り早期の完全施行（実施）を目指すべきである。
- ・既存特定飲食提供施設は、第二種施設に準じ、喫煙専用室を設置するよう働きかけて欲しい。
- ・学生アルバイトの雇用も多いため、経過措置はできる限り短期間とし、早急に完全分煙への対応が必要である。
- ・従業員の健康を守るためには、既存特定飲食提供施設でも屋内禁煙とすべきである。
- ・従業員がいる施設を禁煙とした東京都の条例は、本県で条例を考える上で一つのアイデアとして参考とすべきである。
- ・あくまで各事業者の自主的判断・裁量に委ねるべきで、むしろ、職場ごとに応じた話し合いができる環境を整えることが最も重要である。
- ・改正法に合わせ実施している事業者の対策が無駄になることは避けていただきたい。
- ・上乘せ規制をするなら、ある程度時間をかけることが必要である。
- ・経過措置が認められた趣旨からして、経営者自らが経営上の観点や施設の状況等に応じ、適切に判断すべきであり、受動喫煙対策の実効性の向上を図ることを考えるべきである。
- ・既存特定飲食提供施設に対し、講習会の開催等、意識啓発に向けた指導に注力する必要がある。

論点④ 改正法は、公園などの屋外施設の管理権原者に対し、喫煙場所を定める場合の配慮などを規定していないが、この対策をどう考えるか。

公園などの屋外施設にも一定の配慮を求める意見がある一方、喫煙者の配慮義務など改正法で十分との意見などがあつた。

- ・公園についても、一定の配慮を行うべきである。
- ・屋外施設でも、一定の場所でのみ喫煙可能とする配慮が必要である。
- ・喫煙者の配慮義務は改正法に規定されているのだから、そのことを周知・啓発し、守られるようにして欲しい。
- ・規制が必要なら、法を改正すればよい。
- ・屋外ではたばこの煙は急速に拡散し、希釈されるため、深刻な健康影響等を与えている科学的根拠は示されていない。

【事務局補足】

国に確認したところ、屋外施設であっても、第二種施設として管理権原者に一定の義務が課せられるとの見解が示された。